

ハローワークでのお仕事探しを予定している皆さまへ

『ハローワークインターネットサービス』から

## 求職申込み手続きのネット登録(仮登録)

を利用してみませんか？

HelloWork Internet Service  
ハローワークインターネットサービス

ログイン

仕事をお探しの方 | 事業主の方 | ハローワークニュース | 申請等をご利用の方へ | 雇用関係

トップ(仕事をお探しの方) > 求職申込み手続きのご案内

### 求職申込み手続きのご案内

#### 求職申込みをする

1. ハローワークを利用して求職活動を行っていただくためには**求職申込み**が必要です。  
最寄りのハローワーク(※補足1)においでください。

ハローワークにおいて、求職申込書を手書きする必要がなくなります。

手書きよりキーボード入力を希望される方にはお勧めです。

#### 求職情報仮登録を行う

ハローワークで記入していただく**求職申込書(手書き)**の内容を、事前に入力して仮登録することができます。

- ・ハローワークでの記入時間を短縮したい
- ・記入内容を落ち着いて考えたい

という方は、ぜひ「**求職情報仮登録**」[PDF:464KB]をご利用ください。

以下の「個人情報の取扱いについて」をご確認のうえ、登録に同意してください。

#### 個人情報の取扱いについて

今から求職情報仮登録を行う場合はこちら。

※ **直近1年以内**にハローワークで求職登録された方は、求職情報仮登録は不要です。  
過去に求職登録したことがある旨を直接窓口にお申し出ください。

求職申込書(手書き)の内容を、事前に入力して仮登録することができます。

- ・ハローワークでの記入時間を短縮したい
- ・記入内容を落ち着いて考えたい

「求職申込書(A4片面)」には、氏名・住所等の他、これまでの職歴や免許・資格、希望職種や希望条件等の項目があります。

過去の登録情報を確認させていただきます。

### 『仮登録』ボタン

求職情報仮登録

一時保存した内容に情報を追加(変更)して登録を行う場合はこちら。

求職仮登録情報のアップロード

これまでの職歴や免許・資格、希望職種や希望条件等、入力項目が多いため、入力データを一時保存することができます。

一時保存した内容の修正は、アップロード後の各入力画面で実行して  
一時保存した求職情報(CSVファイル)に直接修正入力を行うと、ファイルが  
なくなる場合がございます。

1週間経過すると、登録されたデータは削除されます。

※ 障害をお持ちの方は、まず障害者であることを確認させていただく必要がありますので、  
直接ハローワークの窓口へお越しください。

※ 仮登録したデータでは求職情報は受理されません。仮登録日を含め**1週間以内**にハローワークの窓口で確認を受けることで本登録となります。仮登録後は**仮登録番号**を控えてください。

仮登録完了画面に表示されるので、印刷する等により「仮登録番号」を控えていただくか、PDFファイルで保存してください。

注意!

## 『求職情報仮登録』を利用した手順

**1** ハローワークインターネットサービスから、求職情報の仮登録に必要な以下の情報を入力します。

- ①氏名、住所等の基本情報
- ②就職についての希望条件
- ③学歴・訓練受講歴等
- ④経験した主な仕事



**2** 登録していただく情報は、入力の途中で一時保存ができます。（CSVファイルがご利用の端末に保存されます。）

- ・希望条件をじっくり検討
- ・履歴や職歴の整理
- ⇒ 求人情報とのマッチングに必要な情報です！



**3** 入力した情報を確認し、登録を確定。仮登録完了画面に「仮登録番号」が表示されます。

ハローワークでの手続きには、画面に表示される情報が必要になります。



**4** 「仮登録番号」等の情報は、お手元に控えておいてください。

- ・メモに控える
- ・印刷する
- ・「保存」ボタンを押してPDFファイルをパソコンに格納する



**5** 仮登録を申し込んだ日から1週間以内に、最寄りまたはご利用のハローワークへお越しください。

1週間を経過すると、入力された仮登録情報は削除されるので、ご注意ください。



**6** ハローワークの窓口で「仮登録番号」をお伝えください。

「仮登録番号」を忘れた場合は、生年月日、お住まいの都道府県等の情報から検索できるので、ハローワークでご相談ください。



## 『求職情報仮登録』のメリットと留意事項

◎ 求人情報とのマッチングに必要な情報を、じっくり検討しながら登録できます。

☞ **ご自分の職歴をすべて覚えていますか？**

**適格なマッチングのためにも、詳細な情報の登録をお勧めします。**

◎ ハローワークで所定の用紙に記入（鉛筆）する必要がありません。

☞ **ハローワークの登録手続きに要する時間から、記入時間を省略できます。**

◎ ご不明な点は、ハローワークの窓口で職員にご確認ください。

● 仮登録された情報に空欄や不足がある場合は、ハローワークの職員が内容を確認させていただきます。

☞ **空欄が多い場合は、確認と登録に時間を要する場合がありますため、可能な限り入力していただくことをお勧めします。**

ハローワークインターネットサービス / 求職申込み手続きのご案内  
[https://www.hellowork.go.jp/member/app\\_entryguide.html](https://www.hellowork.go.jp/member/app_entryguide.html)



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク